

多賀城の歴史文化イラストパンフレット制作業務委託仕様書

第1章 総則

1 適用範囲

本仕様書は、多賀城市（以下「発注者」という。）が委託する多賀城の歴史文化イラストパンフレット業務（以下「本業務」という。）に適用する。

2 業務の目的

本市では、多賀城創建1300年という記念すべき年を祝し、「つなぐ、つなげる」、「ともに生きる」をテーマとして、多賀城の固有の歴史文化資源に多種多様なアートを掛け合わせた多賀城創建1300年記念事業が実施された。多賀城創建1300年記念事業を通底するこの2つのテーマに、太古の昔から陸奥国府 多賀城が創建されるまでの歩み、そしてその延長線上にある現在と多賀城のよるこび多き未来をつなぐ物語として、新時代の創作オペラ「いしぶみの譜～多賀城創世記～」が創出された。

また、この多賀城固有の歴史文化資源に内在する不変の価値を未来へ継承しようとする意識を育む物語が、本市の子どもたちをはじめとする多くの人々に受け入れられるよう絵物語としてリメイクすることで、多くの人々が多賀城を知り、訪れるきっかけとなることを目的とした、多賀城幻燈会「千年椿」が令和7年度より開催されている。

本業務は、多賀城幻燈会「千年椿」を契機として、特別史跡多賀城跡附寺跡とともに千年の時を越え、今も変わらず残る古代の面影や、人々の営みとともに今も息づいている草花たちが織りなす風景という多賀城固有の唯一無二の価値とその魅力を、子どもたちをはじめとする多くの市民に実際に多賀城のまちを歩くことを通じて感じていただき、そして、未来へと確かに継承していくため、イラストと文章によるまち歩きパンフレットを制作することを目的とする。

3 委託期間

契約締結日の翌日から令和8年10月30日(金)まで

4 業務の実施

本業務は、本仕様書、契約約款等に基づき行うものとする。

また、本仕様書に疑義が生じたとき、又は定めのない事項については、お互いに誠意を持って協議の上、対応するものとする。

5 業務内容の変更

業務内容を変更しようとする場合は、書面をもって協議し、発注者の承諾を得てから行うものとする。ただし、軽微な変更として取り扱う事項に関しては、変更契約を伴わないものとする。

6 資料の貸与及び取扱い

発注者は、本業務実施に必要な資料等を受注者に貸与するものとする。受注者は、貸与品の管理責任を明確にし、常に善良な管理を行わなければならない。

7 報告及び打合せの義務

(1) 受注者は、発注者と綿密に連絡を取り、必要に応じて進捗状況の報告や打合せを行うものとする。

(2) 受注者は、その都度協議記録簿を作成し、発注者に提出するものとする。

8 本業務の瑕疵

本業務について受注者の責による瑕疵が発見された場合は、発注者の指示に従い修正及びその他必要な作業を受注者の負担において行うものとする。

9 権利の帰属等

成果品及び受注者が本業務のために作成した著作物は、原則として全て発注者に帰属するものとし、受注者は発注者の許可なく使用し、複製し、及び流用してはならない。

10 守秘義務

受注者は、業務上知り得た情報を発注者の許可なく公表してはならない。

11 個人情報の保護

受注者は、本業務の履行に当たって知り得た個人情報を適切に管理しなければならず、その利用及び提供は本人の同意を得た範囲に限るものとする。

12 環境配慮事項

発注者は、地球環境への負荷軽減のため、省エネルギーの推進、再生エネルギーの利用拡大、廃棄物の減量等の対策に取り組んでいることから、受注者は契約の範囲内において、環境に配慮した事項を可能な限り実行すること。

13 暴力団排除措置事項

(1) 受注者は、多賀城市が発注する建設工事、建設関連業務、物品調達等（以下

「建設工事等」という。)において、当該契約の履行に当たり暴力団員等による不当要求又は妨害(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察への通報等を行うこと。

- (2) 受注者は、上記(1)により警察に通報を行った場合には、速やかに発注者(企画経営部文化観光課長)にその内容を書面により報告すること。
- (3) 受注者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより業務に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者(企画経営部文化観光課長)と協議を行うこと。

14 一括再委託の禁止

- (1) 受注者は、業務のうち履行の全部、主要な部分又は契約金額の概ね2分の1以上に相当する部分を委任し、又は請け負わせることをしてはならない。
- (2) 業務の一部を再委託しようとする場合には、再委託承諾申出書を発注者に提出し、承諾を得なければならない。
- (3) 本業務の主要な部分は業務プロジェクト管理とし、受注者が自ら履行しなければならない。

第2章 業務内容

1 業務対象

本業務は、次に掲げる「多賀城の歴史文化イラストパンフレット制作」を行うものとし、企画にあたっては、以下の要件に沿って提案すること。

(1) 情報誌の制作

ア 情報誌の内容

制作する情報誌は、第1章の2に定める業務目的を踏まえ、古代から現代までの時の流れの中にあって、「自然が育む文化」と「文化が守る自然」という二つの視点で、これまで自然と人々の営みとが共生してきた多賀城の価値をイラストや文章を通じて発信することとする。

具体的に、「自然が育む文化」にあっては、多賀城という土地の自然環境に適応する形で育まれてきた食文化、行事、信仰、言葉、景観等を切り口に、今に残る多賀城の自然が育む人々の営み、文化の魅力やその価値を伝えるものとする。

また、「文化が守る自然」にあっては、人々の営みとともに、古代から現代まで守り受け継がれてきた多賀城の自然環境や生物多様性を、二十四節気、七十二候により表される「ことば」を通して、文化が育んできた自然の魅力や価値を伝えるものとする。

なお、「自然が育む文化」のテーマにあつては、多賀城における食文化、行事、信仰、景観等のカテゴリーに含まれるコンテンツを8種類程度掲載するものとし、そのコンテンツの選定にあつては発注者と協議して決定するものとする。

また、「文化が守る自然」のテーマにあつては、多賀城固有の唯一無二の価値を適切に表現することができる二十四節気、七十二候による「ことば」とその内容等を8種類程度掲載するものとし、その選定にあつても発注者と協議して決定するものとする。

加えて、紹介記事やデザインにおいて業務の趣旨・目的に沿い、効果的と考えられる内容を掲載することも可能とする。

イ 対象

制作する情報誌の対象年齢は、小学校低学年から中学年程度とする。

ウ 情報誌の発行回数及び部数

本件契約期間中にアに定める2種類のパンフレットを1回発行することとし、部数は各6,000部以上（2種類で計12,000部以上）とすること。

エ 情報誌の構成及び部数

情報誌の構成（デザイン、サイズ、ページ数、使用する用紙の素材、中綴や折加工の仕上げ方法等）は、第1章の2に定める業務目的を踏まえた効果的な構成とすること。

(2) 業務完了報告書の作成

業務を完了した際は、業務完了報告書を提出すること。

2 業務計画等

受注者は、本業務の実施に当たり、業務の目的及び内容を的確に把握し、業務計画を立案するとともに、必要な準備を行うものとする。なお、受注者は、発注者に契約締結後速やかに業務計画書を提出し、発注者の承認を得るものとする。

3 成果品

受注者は、業務完了に当たり、発注者に次に掲げる書類を提出すること。

- | | |
|-------------------------------|----|
| (1) 完了届 | |
| (2) 業務完了報告書 | 一式 |
| (3) 業務により作成した資料等 | 一式 |
| (4) その他発注者が必要とする資料 | 一式 |
| (5) (2)から(4)までの電子データ（PDFファイル） | 一式 |

4 履行確認

業務完了後、受注者は書類等を提出し、発注者の検査合格後に完了とする。

5 支払条件

業務完了後一括払